

平成31年第1回千葉市議会定例会議案

議案第1号乃至第65号

平成31年2月



平成31年第1回千葉市議会定例会議案件名

議案 番号	議 案 件 名	頁
1	専決処分について(工事請負変更契約について(京葉線海浜幕張駅南口駅前広場昇降機外建築工事))(平成31年1月17日)	1
2	平成30年度千葉市一般会計補正予算(第5号)	別冊
3	平成30年度千葉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
4	平成30年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	別冊
5	平成30年度千葉市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
6	平成30年度千葉市競輪事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
7	平成30年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
8	平成30年度千葉市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
9	平成30年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
10	平成30年度千葉市公債管理特別会計補正予算(第1号)	別冊
11	平成30年度千葉市病院事業会計補正予算(第2号)	別冊
12	平成30年度千葉市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
13	平成31年度千葉市一般会計予算	別冊
14	平成31年度千葉市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
15	平成31年度千葉市介護保険事業特別会計予算	別冊
16	平成31年度千葉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
17	平成31年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	別冊
18	平成31年度千葉市霊園事業特別会計予算	別冊
19	平成31年度千葉市農業集落排水事業特別会計予算	別冊
20	平成31年度千葉市競輪事業特別会計予算	別冊
21	平成31年度千葉市地方卸売市場事業特別会計予算	別冊
22	平成31年度千葉市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	別冊
23	平成31年度千葉市市街地再開発事業特別会計予算	別冊
24	平成31年度千葉市動物公園事業特別会計予算	別冊
25	平成31年度千葉市公共用地取得事業特別会計予算	別冊

議案 番号	議 案 件 名	頁
26	平成31年度千葉市学校給食事業特別会計予算	別冊
27	平成31年度千葉市公債管理特別会計予算	別冊
28	平成31年度千葉市病院事業会計予算	別冊
29	平成31年度千葉市下水道事業会計予算	別冊
30	平成31年度千葉市水道事業会計予算	別冊
31	千葉市個人情報保護条例の一部改正について	4
32	法令等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	7
33	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について	9
34	千葉市行政財産使用料条例等の一部改正について	10
35	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	27
36	千葉市ハーモニープラザ設置管理条例及び千葉市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について	29
37	千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について	37
38	千葉市国民健康保険条例の一部改正について	40
39	千葉市霊園設置管理条例の一部改正について	44
40	千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について	45
41	千葉市介護保険条例の一部改正について	46
42	千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正について	48
43	千葉市火災予防条例の一部改正について	51
44	千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	53
45	千葉市区の設置等に関する条例の一部改正について	54
46	千葉市文化センター設置管理条例の一部改正について	55
47	千葉市スポーツ施設設置管理条例の一部改正について	57
48	千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例の制定について	60
49	千葉市地方卸売市場業務条例の一部改正について	62
50	母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	64
51	千葉市公民館設置管理条例の一部改正について	66

議案 番号	議 案 件 名	頁
52	千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例の制定について	68
53	千葉県地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について	71
54	千葉県建築関係手数料条例の一部改正について	74
55	千葉県下水道条例の一部改正について	77
56	千葉県農業集落排水処理施設条例の一部改正について	79
57	千葉県水道給水条例の一部改正について	80
58	千葉県水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について	82
59	財産の処分について(旧千葉県文化交流プラザの土地及び建物等)	84
60	工事請負契約について(千葉県新庁舎整備工事)	86
61	工事請負契約について(千葉県美術館拡張整備工事)	88
62	工事請負契約について(千葉県新清掃工場建設工事)	89
63	指定管理者の指定について(千葉県蘇我スポーツ公園円形野球場)	91
64	包括外部監査契約について	92
65	市道路線の認定及び廃止について	93

議案第1号

専決処分について

平成31年1月17日専決処分により、「京葉線海浜幕張駅南口駅前
広場昇降機外建築工事に係る工事請負契約」中、次のとおり契約金額を
変更したので承認を求める。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 契約金額

変更前 291,276,000円

変更後 308,673,720円

(参考)

工事請負契約について

- 1 工事名称 京葉線海浜幕張駅南口駅前広場昇降機外建築工事
- 2 施工場所 千葉市美浜区ひび野2丁目地内
- 3 工事概要 (1) エレベーター・エスカレーター建屋 1棟
(2) シェルター 一式
- 4 契約方法 指名競争入札
- 5 契約金額 291,276,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成31年7月18日まで
(契約締結日 平成30年9月21日)
- 7 請負者 千葉市中央区登戸1丁目23番4号
日幸建設株式会社
代表取締役 宍倉 幸信



議 案 説 明

京葉線海浜幕張駅南口駅前広場昇降機外建築工事に係る工事請負契約の契約金額を変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

議案第 31 号

千葉市個人情報保護条例の一部改正について

千葉市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市個人情報保護条例の一部を改正する条例

千葉市個人情報保護条例（平成 17 年千葉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号を同条第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(11) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第 2 条第 8 号中「以下第 15 条」を「第 15 条」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条中第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条（思想及び信仰に関するものを含む。第 7 条第 3 項において同じ。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第 6 条第 1 項中「次に」を「、次に」に改め、同項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第 6 条第 4 項中「すべて」を「全て」に改める。

第 7 条第 3 項中「思想、信条及び宗教」を「要配慮個人情報のうち、信条」に、「並びに」を「及び」に改める。

第 10 条第 2 項中「提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする」を「提供したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない」に改め、同条第 3 項中「実施機関は、」の次に「他の」を、「保有する個人情報を」の次に「当該」を加え、

「)を行う」を「以下この項及び次項において「オンライン結合」という。)を開始しようとする」に、「審議会」を「、審議会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づいてオンライン結合を開始しようとするとき。
- (2) 国等との間においてオンライン結合を開始しようとするとき。

第10条に次の2項を加える。

- 4 実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であって、オンライン結合を開始したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 5 第7条第5項の規定は、第2項及び前項の規定による報告があった場合について準用する。

第15条第2号中「開示請求者」を「開示することにより、開示請求者」に改める。

第21条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第36条第1項第2号中「第10条第2項若しくは第3項」を「第10条第3項」に改める。

第60条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条第8号並びに第6条第1項及び第4項の改正規定、第10条第3項の改正規定（「審議会」を「、審議会」に改める部分に限る。）並びに第15条第2号、第21条第1項及び第60条の改正規定は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正を踏まえ要配慮個人情報の定義等を定めるとともに、個人情報の提供に係る手続を改めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 32 号

法令等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
法令等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

法令等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第 1 条 千葉市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 25 年千葉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。

(千葉市証明等手数料条例の一部改正)

第 2 条 千葉市証明等手数料条例（昭和 22 年千葉市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 22 号を削り、第 23 号を第 22 号とし、第 24 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条中「第 2 条第 24 号」を「第 2 条第 22 号」に改める。

(千葉市病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 千葉市病院及び療養病床を有する診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成 27 年千葉市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「第 15 条の 2」を「第 15 条の 3 第 2 項」に改める。

(千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正)

第 4 条 千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成 29 年千葉市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条（見出しを含む。）中「第 12 条第 2 号」を「第 13 条第 2

号」に改める。

第3条第1項中「第12条第1号」を「第13条第1号」に改める。

(千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 次に掲げる条例の規定中「第33条の7」を「第6条の2第1項」に改める。

(1) 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年千葉県条例第86号) 第12条

(2) 千葉県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第46号) 第14条第1項の表第12条の項

(千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 千葉県特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年千葉県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

#### 議 案 説 明

法令等の改正に伴い、規定の整備を図るため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 33 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31  
年千葉市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 14 項から第 21 項まで及び附則第 23 項から第 27 項までの  
規定中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

財政状況を踏まえ、市長等の給与の減額措置を継続するため、条例
の一部を改正しようとするものであります。

議案第 34 号

千葉市行政財産使用料条例等の一部改正について

千葉市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市行政財産使用料条例等の一部を改正する条例

(千葉市行政財産使用料条例の一部改正)

第 1 条 千葉市行政財産使用料条例(昭和 39 年千葉市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(千葉市保健所使用料及び手数料条例の一部改正)

第 2 条 千葉市保健所使用料及び手数料条例(昭和 63 年千葉市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「3, 240 円」を「3, 300 円」に改める。

(千葉市休日救急診療所条例の一部改正)

第 3 条 千葉市休日救急診療所条例(平成 4 年千葉市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改め、同条第 4 項中「3, 240 円」を「3, 300 円」に改める。

(千葉市大宮学園設置管理条例の一部改正)

第 4 条 千葉市大宮学園設置管理条例(昭和 43 年千葉市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「3, 240 円」を「3, 300 円」に改める。

(千葉市桜木園設置管理条例の一部改正)

第 5 条 千葉市桜木園設置管理条例(昭和 46 年千葉市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項中「3, 240 円」を「3, 300 円」に改める。

(千葉県療育センター設置管理条例の一部改正)

第6条 千葉県療育センター設置管理条例(昭和56年千葉県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の105」を「100分の110」に改め、同条第3項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例の一部改正)

第7条 千葉県土気あすみが丘プラザ設置管理条例(平成5年千葉県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「930円」を「940円」に改める。

別表第2第2項第2号の表中「4,510円」を「4,590円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「2,250円」を「2,290円」に、「2,220円」を「2,260円」に、「4,470円」を「4,550円」に、「1,110円」を「1,130円」に、「2,230円」を「2,270円」に改める。

(千葉県路外駐車場条例の一部改正)

第8条 千葉県路外駐車場条例(昭和58年千葉県条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,040円」を「2,070円」に、「20,570円」を「20,950円」に改める。

別表第2項の表中「710円」を「720円」に改める。

(千葉市民会館設置管理条例の一部改正)

第9条 千葉市民会館設置管理条例(昭和48年千葉県条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「101,080円」を「102,950円」に、「131,410円」を「133,840円」に、「32,990円」を「33,600円」に、「44,450円」を「45,270円」に、「7,010円」を「7,130円」に、「13,170円」を「13,410円」に、「2,670円」を「2,710円」に改める。

(千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例の一部改正)

第10条 千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例(昭和63年千葉

市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「1,600円」を「1,620円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2号の表中「800円」を「810円」に改める。

別表第3号の表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(千葉県文化ホール設置管理条例の一部改正)

第11条 千葉県文化ホール設置管理条例(平成3年千葉県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「57,020円」を「58,070円」に、「68,400円」を「69,660円」に、「3,060円」を「3,110円」に、「9,030円」を「9,190円」に改める。

別表第2第2項の表中「48,340円」を「49,230円」に、「57,600円」を「58,660円」に、「19,540円」を「19,900円」に、「23,650円」を「24,080円」に、「2,670円」を「2,710円」に、「24,680円」を「25,130円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「6,680円」を「6,800円」に、「9,250円」を「9,420円」に改める。

(千葉県スポーツ広場設置管理条例の一部改正)

第12条 千葉県スポーツ広場設置管理条例(昭和62年千葉県条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第2庭球場使用料の表中「620円」を「630円」に改める。

(千葉ポートアリーナ設置管理条例の一部改正)

第13条 千葉ポートアリーナ設置管理条例(平成3年千葉県条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1施設利用料金(1)専用使用の表中「80,940円」を「82,430円」に、「324,000円」を「330,000円」に、「648,000円」を「660,000円」に、「1,296,000円」を「1,320,000円」に、「20,670円」を「21,050円」に、「81,060円」を「82,560円」に、「161,960円」を「164,950円」に、「10,

760円」を「10,950円」に、「12,850円」を「13,080円」に改める。

別表第1施設利用料金(2)個人使用の表中「1,610円」を「1,630円」に改める。

別表第2附属設備利用料金の表中「5,400円」を「5,500円」に、「2,680円」を「2,720円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「54,000円」を「55,000円」に改める。

別表第3行為許可利用料金の表中「21,600円」を「22,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉アイススケート場設置管理条例の一部改正)

第14条 千葉アイススケート場設置管理条例(平成16年千葉市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,440円」を「1,460円」に、「23,650円」を「24,080円」に、「95,650円」を「97,420円」に、「1,330円」を「1,350円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「820円」を「830円」に改める。

別表第2項の表中「12,850円」を「13,080円」に改める。

別表第3項の表中「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第4項の表中「21,600円」を「22,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉市民ゴルフ場設置管理条例の一部改正)

第15条 千葉市民ゴルフ場設置管理条例(平成19年千葉市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「4,110円」を「4,180円」に、「2,050円」を「2,080円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「2,460円」

を「2,500円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「1,850円」を「1,880円」に改める。

別表第2項の表中「21,600円」を「22,000円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正)

第16条 千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例(平成5年千葉県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第46条第1項及び第48条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(千葉県勤労市民プラザ設置管理条例の一部改正)

第17条 千葉県勤労市民プラザ設置管理条例(平成3年千葉県条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第1号の表中「29,120円」を「29,650円」に、「23,290円」を「23,720円」に、「6,560円」を「6,680円」に、「5,240円」を「5,330円」に、「3,960円」を「4,030円」に、「3,160円」を「3,210円」に、「11,850円」を「12,060円」に、「9,480円」を「9,650円」に改める。

別表第2第1項第2号の表中「6,170円」を「6,280円」に、「4,930円」を「5,020円」に改める。

別表第2第1項第3号の表中「620円」を「630円」に改める。

別表第2第1項第4号イの表中「18,080円」を「18,410円」に、「14,460円」を「14,720円」に、「9,020円」を「9,180円」に、「7,210円」を「7,340円」に改める。

別表第2第2項第1号の表中「26,440円」を「26,920円」に、「21,140円」を「21,530円」に、「13,210円」を「13,450円」に、「10,570円」を「10,760円」に、「18,540円」を「18,880円」に、「14,820円」を「15,090円」に、「3,960円」を「4,

030円」に、「3,150円」を「3,200円」に、「6,560円」を「6,680円」に、「5,230円」を「5,320円」に、「5,260円」を「5,350円」に、「4,200円」を「4,270円」に、「10,550円」を「10,740円」に、「8,430円」を「8,580円」に、「12,960円」を「13,200円」に、「10,360円」を「10,550円」に改める。

別表第2第2項第2号イの表中「18,080円」を「18,410円」に、「14,460円」を「14,720円」に、「9,020円」を「9,180円」に、「7,210円」を「7,340円」に、「4,280円」を「4,350円」に、「3,420円」を「3,480円」に改める。

(千葉ポートタワー設置管理条例の一部改正)

第18条 千葉ポートタワー設置管理条例（昭和61年千葉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「630円」を「640円」に改める。

(千葉市農業者健康増進施設設置管理条例の一部改正)

第19条 千葉市農業者健康増進施設設置管理条例（昭和59年千葉市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表多目的ホール使用料（1）専用使用の表中「850円」を「860円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「630円」を「640円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「2,460円」を「2,500円」に、「2,790円」を「2,840円」に改める。

(千葉市ふるさと農園設置管理条例の一部改正)

第20条 千葉市ふるさと農園設置管理条例（平成2年千葉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「750円」を「760円」に改める。

別表第2項の表中「3,240円」を「3,300円」に改める。

(千葉県都市農業交流センター設置管理条例の一部改正)

第21条 千葉県都市農業交流センター設置管理条例(平成18年千葉市条例第55号)の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表中「610円」を「620円」に改める。

別表第3第2項の表中「10,280円」を「10,470円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「2,050円」を「2,080円」に改める。

(千葉県生涯学習センター設置管理条例の一部改正)

第22条 千葉県生涯学習センター設置管理条例(平成12年千葉市条例第66号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「52,250円」を「53,210円」に、「8,920円」を「9,080円」に、「25,460円」を「25,930円」に、「12,330円」を「12,550円」に、「10,890円」を「11,090円」に、「5,630円」を「5,730円」に、「24,600円」を「25,050円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「21,710円」を「22,110円」に、「22,800円」を「23,220円」に、「13,560円」を「13,810円」に、「10,000円」を「10,180円」に、「3,200円」を「3,250円」に、「1,270円」を「1,290円」に、「980円」を「990円」に、「13,250円」を「13,490円」に改める。

(千葉県科学館設置管理条例の一部改正)

第23条 千葉県科学館設置管理条例(平成18年千葉市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表及び第2項の表中「610円」を「620円」に改める。

別表第3項の表中「2,160円」を「2,200円」に改める。

(千葉県都市公園条例の一部改正)

第24条 千葉県都市公園条例(昭和34年千葉市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に

改める。

別表第6備考4第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第8第1項の表中「1,280円」を「1,300円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「2,990円」を「3,040円」に改める。

別表第9第1項第1号アの表中「1,920円」を「1,950円」に、「3,860円」を「3,930円」に、「4,850円」を「4,930円」に、「1,200円」を「1,220円」に、「1,150円」を「1,170円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「2,310円」を「2,350円」に、「560円」を「570円」に、「680円」を「690円」に、「1,380円」を「1,400円」に、「2,070円」を「2,100円」に、「19,320円」を「19,670円」に、「4,820円」を「4,900円」に改める。

別表第9第1項第1号イの表中「38,820円」を「39,530円」に、「19,320円」を「19,670円」に、「4,840円」を「4,920円」に、「16,970円」を「17,280円」に、「8,480円」を「8,630円」に、「2,100円」を「2,130円」に、「121,490円」を「123,730円」に、「60,720円」を「61,840円」に、「15,180円」を「15,460円」に改める。

別表第9第1項第2号の表中「1,420円」を「1,440円」に、「2,840円」を「2,890円」に、「680円」を「690円」に、「1,360円」を「1,380円」に、「920円」を「930円」に改める。

別表第9第1項第3号の表中「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

別表第9第1項第4号の表中「3,440円」を「3,500円」に、「3,290円」を「3,350円」に、「17,280円」を「17,600円」に改める。

別表第9第2項第1号の表中「6, 480円」を「6, 600円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「1, 610円」を「1, 650円」に、「2, 310円」を「2, 350円」に、「1, 150円」を「1, 170円」に、「22, 520円」を「22, 930円」に、「11, 260円」を「11, 460円」に改める。

別表第9第2項第2号の表中「1, 270円」を「1, 290円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第9第2項第3号の表中「2, 160円」を「2, 200円」に、「2, 050円」を「2, 080円」に改める。

別表第9第3項第2号アの表中「620円」を「630円」に改める。

別表第9第4項第1号アの表中「7, 750円」を「7, 890円」に、「15, 530円」を「15, 810円」に、「23, 280円」を「23, 710円」に、「2, 570円」を「2, 610円」に、「3, 240円」を「3, 300円」に、「6, 630円」を「6, 750円」に、「9, 870円」を「10, 050円」に、「1, 110円」を「1, 130円」に改める。

別表第9第4項第1号イの表中「116, 640円」を「118, 800円」に、「12, 960円」を「13, 200円」に、「50, 910円」を「51, 850円」に、「5, 640円」を「5, 740円」に改める。

別表第9第5項第1号アの表中「6, 780円」を「6, 900円」に、「40, 800円」を「41, 550円」に、「170, 090円」を「173, 230円」に、「10, 180円」を「10, 360円」に、「51, 000円」を「51, 940円」に、「238, 130円」を「242, 530円」に、「16, 980円」を「17, 290円」に、「91, 840円」を「93, 540円」に、「408, 240円」を「415, 800円」に、「27, 190円」を「27, 690円」に、「163, 270円」を「166, 290円」に、「680, 400円」を「693, 000円」に、「4, 230円」を「4, 300円」に、「22, 950

円」を「23,370円」に、「102,050円」を「103,930円」に改める。

別表第9第5項第1号イの表中「3,390円」を「3,450円」に、「20,390円」を「20,760円」に、「5,090円」を「5,180円」に、「25,490円」を「25,960円」に、「8,480円」を「8,630円」に、「45,910円」を「46,760円」に、「13,580円」を「13,830円」に、「81,620円」を「83,130円」に、「2,100円」を「2,130円」に、「11,470円」を「11,680円」に改める。

別表第9第5項第1号オの表中「1,800円」を「1,830円」に改める。

別表第9第5項第2号アの表中「4,510円」を「4,590円」に、「2,250円」を「2,290円」に、「9,050円」を「9,210円」に、「1,120円」を「1,140円」に改める。

別表第9第6項の表中「1,280円」を「1,300円」に、「1,710円」を「1,740円」に、「2,990円」を「3,040円」に改める。

別表第9第7項第1号の表中「6,270円」を「6,380円」に、「3,080円」を「3,130円」に、「2,000円」を「2,030円」に、「26,730円」を「27,220円」に改め、同表備考中「1,240円」を「1,260円」に改める。

別表第9第7項第2号の表中「5,230円」を「5,320円」に、「10,480円」を「10,670円」に、「1,670円」を「1,700円」に、「2,080円」を「2,110円」に改める。

別表第9第8項第2号の表中「1,380円」を「1,400円」に、「1,850円」を「1,880円」に、「3,230円」を「3,280円」に、「550円」を「560円」に改める。

別表第9第9項の表中「9,720円」を「9,900円」に、

「12,960円」を「13,200円」に、「22,680円」を「23,100円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「1,600円」を「1,620円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,760円」を「3,820円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「920円」を「930円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,150円」を「2,180円」に改める。

別表第9第10項の表中「2,890円」を「2,940円」に、「3,850円」を「3,920円」に、「6,740円」を「6,860円」に、「950円」を「960円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「2,930円」を「2,980円」に、「5,130円」を「5,220円」に、「730円」を「740円」に改める。

別表第9第11項の表中「3,240円」を「3,300円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「7,560円」を「7,700円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第9第12項の表中「920円」を「930円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「2,150円」を「2,180円」に改める。

別表第9第13項第1号の表中「2,250円」を「2,290円」に、「4,500円」を「4,580円」に、「1,120円」を「1,140円」に改める。

別表第9第14項第1号の表中「1,270円」を「1,290円」に、「2,540円」を「2,580円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「800円」を「810円」に、「610円」を「620円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「920円」を「930円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正)

第25条 青葉の森スポーツプラザ管理条例(昭和62年千葉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「3, 240円」を「3, 300円」に、「6, 480円」を「6, 600円」に、「8, 090円」を「8, 230円」に、「64, 800円」を「66, 000円」に、「1, 540円」を「1, 560円」に、「3, 080円」を「3, 130円」に、「3, 850円」を「3, 920円」に、「32, 400円」を「33, 000円」に、「990円」を「1, 000円」に、「1, 980円」を「2, 010円」に、「2, 460円」を「2, 500円」に、「20, 820円」を「21, 200円」に、「9, 720円」を「9, 900円」に、「19, 440円」を「19, 800円」に、「24, 290円」を「24, 730円」に、「194, 400円」を「198, 000円」に改める。

別表第1項第2号の表中「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

別表第2項第1号の表中「4, 020円」を「4, 090円」に、「8, 040円」を「8, 180円」に、「9, 720円」を「9, 900円」に、「81, 000円」を「82, 500円」に、「1, 920円」を「1, 950円」に、「3, 840円」を「3, 910円」に、「4, 620円」を「4, 700円」に、「40, 260円」を「41, 000円」に、「1, 230円」を「1, 250円」に、「2, 460円」を「2, 500円」に、「3, 080円」を「3, 130円」に、「25, 760円」を「26, 230円」に、「12, 120円」を「12, 340円」に、「24, 240円」を「24, 680円」に、「29, 160円」を「29, 700円」に、「243, 000円」を「247, 500円」に改める。

別表第2項第3号の表中「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に改める。

別表第3項第1号の表中「620円」を「630円」に改める。

別表第3項第2号の表中「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

別表第4項第1号の表中「1, 270円」を「1, 290円」に、「2, 540円」を「2, 580円」に、「3, 240円」を「3,

300円」に、「610円」を「620円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「1,540円」を「1,560円」に、「920円」を「930円」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(千葉マリンスタジアム設置管理条例の一部改正)

第26条 千葉マリンスタジアム設置管理条例(平成元年千葉市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号アの表中「9,720円」を「9,900円」に、「4,730円」を「4,810円」に、「3,080円」を「3,130円」に改める。

別表第1項第1号イの表中「19,440円」を「19,800円」に、「38,880円」を「39,600円」に、「97,200円」を「99,000円」に、「9,560円」を「9,730円」に、「19,330円」を「19,680円」に、「48,440円」を「49,330円」に、「6,370円」を「6,480円」に、「12,850円」を「13,080円」に、「32,400円」を「33,000円」に改める。

別表第1項第2号アの表中「648,000円」を「660,000円」に、「810,000円」を「825,000円」に、「19,440円」を「19,800円」に改める。

別表第1項第2号イの表中「540,000円」を「550,000円」に、「1,080,000円」を「1,100,000円」に、「486,000円」を「495,000円」に、「972,000円」を「990,000円」に改める。

別表第2項の表中「5,400円」を「5,500円」に、「2,680円」を「2,720円」に、「1,600円」を「1,620円」に、「43,200円」を「44,000円」に、「21,600円」を「22,000円」に、「10,800円」を「11,000円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,160円」

を「2, 200円」に、「162, 000円」を「165, 000円」に、「19, 440円」を「19, 800円」に、「32, 400円」を「33, 000円」に、「108, 000円」を「110, 000円」に改める。

(千葉県道路占用料条例の一部改正)

第27条 千葉県道路占用料条例(昭和30年千葉県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(千葉県法定外水路条例の一部改正)

第28条 千葉県法定外水路条例(平成17年千葉県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表備考4第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(千葉県河川管理条例の一部改正)

第29条 千葉県河川管理条例(平成12年千葉県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表備考4第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第6条まで及び第16条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料の経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の千葉県行政財産使用料条例第2条第1項第2号及び第3項、第3条の規定による改正後の千葉県休日救急診療所条例第6条第3項、第6条の規定による改正後の千葉県療育センター設置管理条例第12条第2項、第12条の規定による改正後の千葉県スポーツ広場設置管理条例別表第2、第19条の規定による改正後の千葉県農業者健康増進施設設置管理条例別表、第24条の規定による改正後の千葉県都市公園条例第16条第1項及び別表第8並びに

第25条の規定による改正後の青葉の森スポーツプラザ管理条例別表の規定は、平成31年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用又は診療に係る使用料について適用し、適用日前の使用又は診療に係る使用料については、なお従前の例による。

（診断書の交付に係る手数料の経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の千葉市保健所使用料及び手数料条例第2条第3項、第3条の規定による改正後の千葉市休日救急診療所条例第6条第4項、第4条の規定による改正後の千葉市大宮学園設置管理条例第11条第2項、第5条の規定による改正後の千葉市桜木園設置管理条例第10条第2項及び第6条の規定による改正後の千葉市療育センター設置管理条例第12条第3項の規定は、適用日以後の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料について適用し、適用日前の診断書、証明書その他の文書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

（利用料金の経過措置）

- 4 第7条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第2、第8条の規定による改正後の千葉市路外駐車場条例別表、第9条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第1、第11条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第2、第13条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第1から別表第3まで、第14条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第15条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第17条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第2、第20条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第21条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第3、第22条の規定による改正後の千葉市生涯学習センター設置管理条例別表第2、第24条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第9及び第26条の規定による改正後の千葉マリスタジアム設置管理条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(市民ギャラリー・いなげの利用料金の経過措置)

5 第10条の規定による改正後の千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例別表第1号及び第2号の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

6 第10条の規定による改正後の千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例別表第3号の規定は、適用日以後の観覧に係る利用料金について適用し、適用日前の観覧に係る利用料金については、なお従前の例による。

(一般廃棄物処理手数料の経過措置)

7 第16条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第46条第1項の規定は、適用日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、適用日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(産業廃棄物処分費用の経過措置)

8 第16条の規定による改正後の千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第48条第1項の規定は、適用日以後の産業廃棄物の処分に係る処分費用について適用し、適用日前の産業廃棄物の処分に係る処分費用については、なお従前の例による。

(千葉ポートタワーの利用料金の経過措置)

9 第18条の規定による改正後の千葉ポートタワー設置管理条例別表の規定は、適用日以後の入館に係る利用料金について適用し、適用日前の入館に係る利用料金については、なお従前の例による。

(科学館の利用料金の経過措置)

10 第23条の規定による改正後の千葉市科学館設置管理条例別表の規定は、適用日以後の観覧及び利用に係る利用料金について適用し、適用日前の観覧及び利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(占用料の経過措置)

11 第24条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第6備考4

第5号、第27条の規定による改正後の千葉市道路占用料条例第2条第2項、第28条の規定による改正後の千葉市法定外水路条例別表第1項の表備考4第5号及び第29条の規定による改正後の千葉市河川管理条例別表第2項の表備考4第5号の規定は、適用日以後の占用に係る占用料について適用し、適用日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料等を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 35 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉市条例第 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千葉市条例第 46 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」  
に改める。

第 3 条中「定める災害」の次に「（第 5 条、第 6 条、第 9 条及び第  
10 条において単に「災害」という。）」を加える。

第 7 条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 9 条中「令第 1 条第 1 項に定める」を削る。

第 14 条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援  
護資金は、」の次に「保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立て  
ない場合は」を、「年 3 パーセント」の次に「以内で規則で定める率」  
を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てること  
ができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債  
務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含す  
るものとする。

第 15 条第 1 項中「半年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加え、同  
条第 2 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附則第 2 項中「第 14 条の」を「第 14 条第 2 項の」に、「、第 14  
条」を「、第 14 条第 2 項」に改め、「年 3 パーセント」の次に「以内  
で規則で定める率」を加え、「（保証人を立てる場合にあつては無利

子)」を削る。

附則第3項中「第14条第3項及び第7項」を「第14条第4項」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条、第3条、第7条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

~~~~~

議 案 説 明

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けについて、利率等を定めるとともに、月賦により償還することができることとするほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号

千葉県ハーモニープラザ設置管理条例及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について

千葉県ハーモニープラザ設置管理条例及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県ハーモニープラザ設置管理条例及び千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例

(千葉県ハーモニープラザ設置管理条例の一部改正)

第1条 千葉県ハーモニープラザ設置管理条例(平成11年千葉県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び男女共同参画社会の形成」を「並びに男女共同参画社会の形成及びコミュニティ活動」に改める。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

第2条に次の1項を加える。

4 第1項第5号に掲げる施設については、千葉県コミュニティセンター設置管理条例(昭和54年千葉県条例第5号)に定めるところによる。

第3条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) コミュニティ活動の振興に関すること。

第4条中「障害者相談センター」の次に「及び中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館」を加える。

第5条第1号中「第3条各号」を「第3条第1号から第3号まで及び第5号」に改め、同条第3号中「第15条第1項」を「第12条第1項」に改める。

第6条第1項中「別表第1に掲げる」を削り、「施設」の次に「の

うち、障害者福祉センターの多目的ホール及び屋外スポーツ広場」を加える。

第9条第1項の表を次のように改める。

施設名	休館日
障害者福祉センター	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）
社会福祉研修センター	日曜日及び土曜日
男女共同参画センター	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）

第9条第2項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第3号及び第4号」に改める。

第10条第1項の表中

「

ことぶき大学校	午前9時から午後5時15分まで
社会福祉研修センター	

を

」

「

社会福祉研修センター	午前9時から午後5時15分まで
------------	-----------------

に

」

改め、同表男女共同参画センターの項中「（別表第1男女共同参画センターの項に掲げる施設にあっては、午後5時）」を削り、同条第2項中「第2条第1項第5号」を「第2条第1項第3号及び第4号」に改める。

第11条から第13条までを削る。

第14条中「使用者」を「第6条第1項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の手続等)

第13条 市長は、プラザの管理を適切かつ確実に行うことができる
と認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、
指定管理者として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で
定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第244条
の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理
の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要
な事項は、規則で定める。

第16条を削り、第17条を第14条とし、第18条を第15条と
する。

別表第1及び別表第2を削る。

(千葉県コミュニティセンター設置管理条例の一部改正)

第2条 千葉県コミュニティセンター設置管理条例(昭和54年千葉市
条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表千葉県花見川区畑コミュニティセンターの項中
「千葉県花見川区畑町1336番地の2」を「千葉県花見川区畑町
1336番地2」に改め、同表千葉県花見川区幕張コミュニティセン
ターの項中「千葉県花見川区幕張町3丁目7730番地の4」を「千
葉市花見川区幕張町3丁目7730番地4」に改め、同条中第2項を
第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターに次の分館を置く。

名称	位置
千葉市中央区蘇我コミュニティ センターハーモニープラザ分館	千葉市中央区千葉寺町1208 番地2

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項と
し、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、千葉市中央区蘇我コミュニティセ
ンターハーモニープラザ分館の休館日は、千葉市ハーモニープラザ

設置管理条例（平成11年千葉市条例第33号）第9条第1項に規定するプラザの休館日（同項の表に掲げる施設の休館日を除く。）の例による。

第17条中「については、」を「については」に改め、「昭和34年千葉市条例第20号）」の次に「、千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の管理については千葉市ハーモニープラザ設置管理条例」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（千葉市中央コミュニティセンター設置管理条例の廃止）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（指定管理者の指定の手續等の特例）

4 千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館の指定管理者の指定（平成33年3月31日以前を期間の終期とするものに限る。）の手續については、第15条第1項から第4項までの規定にかかわらず、市長は、当該施設の管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人等を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「附則第4項前段」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「前項及び附則第4項」とする。

別表第1千葉市中央区蘇我コミュニティセンターの項を次のように改める。

千葉市中央区蘇我 コミュニティセン ター	ロビー 幼児室 創作室 創作準備室 講習 室 集会室 和室 音楽室 料理実習室 サ ークル室 大広間 多目的ホール ホール エアロビクス室 図書室 トレーニング室 体育館 ハーモニープラザ分館 創作室 講習室 美術・工芸室 陶芸作業 室 料理実習室 和室 茶室 多目的室 音 楽室 フィットネスルーム ハーモニーホー ル
----------------------------	---

別表第2第1項第1号の表中「910円」を「920円」に、「670円」を「680円」に、「590円」を「600円」に、「610円」を「620円」に、「1,010円」を「1,020円」に改める。

別表第2第1項第2号の表中「660円」を「670円」に、「650円」を「660円」に、「640円」を「650円」に、「630円」を「640円」に、「670円」を「680円」に、「3,160円」を「3,210円」に、

「

エアロビクス室	440円
---------	------

を」

「

エアロビクス室	440円	
ハーモニー プラザ 分館	創作室	440円
	講習室1	250円
	講習室2	210円
	講習室3	440円
	講習室4	440円
	美術・工芸室	470円
	陶芸作業室	590円
	料理実習室	440円
	和室1	170円
	和室2	150円
	茶室1	30円
	茶室2	20円
	多目的室	480円
音楽室	350円	

に」

	ハーモニ ーホール		1, 830円
--	--------------	--	---------

」

改める。

別表第2第1項第4号の表中「800円」を「810円」に、「1, 130円」を「1, 150円」に改める。

別表第2第1項第5号の表中「1, 840円」を「1, 870円」に改める。

別表第2第1項第6号の表中「570円」を「580円」に、「640円」を「650円」に、「1, 680円」を「1, 710円」に改める。

別表第2第1項第7号の表中「540円」を「550円」に、「1, 260円」を「1, 280円」に改める。

別表第2第1項第8号の表中「1, 100円」を「1, 120円」に改める。

別表第2第1項第9号の表中「620円」を「630円」に、「1, 330円」を「1, 350円」に改める。

別表第2第1項第10号の表中「1, 580円」を「1, 600円」に改める。

別表第2第1項第11号の表中「1, 280円」を「1, 300円」に、「610円」を「620円」に改める。

別表第2第1項第12号の表中「550円」を「560円」に、「700円」を「710円」に、「720円」を「730円」に、「650円」を「660円」に、「880円」を「890円」に改める。

別表第2第2項中「剣道場利用料金」を「剣道場・フィットネスルーム利用料金」に改め、同項第2号アの表中「4, 510円」を「4, 590円」に、「9, 050円」を「9, 210円」に、「2, 250円」を「2, 290円」に、「2, 220円」を「2, 260円」に、「4, 470円」を「4, 550円」に、「1, 110円」を「1, 130円」に、「2, 230円」を「2,

270円」に改める。

別表第2第2項第2号イ中「剣道場」を「剣道場・フィットネスルーム」に改め、同号イの表中「2, 160円」を「2, 200円」に、「4, 360円」を「4, 440円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「2, 180円」を「2, 220円」に改める。

別表第2第5項の表に次のように加える。

陶芸窯	1回につき 3, 300円
-----	---------------

附 則

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第2条中千葉市コミュニティセンター設置管理条例第1条第1項の表及び別表第2第1項第1号の表の改正規定、同項第2号の表の改正規定（「660円」を「670円」に、「650円」を「660円」に、「640円」を「650円」に、「630円」を「640円」に、「670円」を「680円」に、「3, 160円」を「3, 210円」に改める部分に限る。）並びに同項第4号の表、同項第5号の表、同項第6号の表、同項第7号の表、同項第8号の表、同項第9号の表、同項第10号の表、同項第11号の表、同項第12号の表並びに別表第2第2項第2号アの表及び同号イの表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例第13条第1項の規定による指定管理者の指定の方法及び第2条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例附則第4項前段の規定による指定管理者の指定の方法及びこの条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第2条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第2の規定（千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に係るものを除く。）は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

## 議 案 説 明

ハーモニープラザのことぶき大学校を廃止するとともに、蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館を設置するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。



## 議案第 37 号

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正について

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷 俊人

### 千葉市条例第 号

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例（平成 27 年千葉市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「主任介護支援専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「者であって、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して 5 年を経過した者にあつては、修了日から起算して 5 年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成 26 年度までに介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 19 号）による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修（以下この項において「主任介護支援専門員研修」という。）を修了した者（附則第 4 項及び第 5 項において「平

成26年度以前修了者」という。)については、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては、平成32年3月31日)までの間は、この条例による改正後の第4条第1項第3号に規定する日までの間に介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修(次項から附則第5項までにおいて「主任介護支援専門員更新研修」という。)を修了しているものとみなす。

3 前項の規定によりこの条例による改正後の第4条第1項第3号に規定する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修(同号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修のうち最初のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)以外の主任介護支援専門員更新研修については、同号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。

4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、この条例による改正後の第4条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。

5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が、平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。

(千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 千葉県地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成28年千葉県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。



## 議 案 説 明

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の資格に係る経過措置を定めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第38号

千葉市国民健康保険条例の一部改正について

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

千葉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

千葉市国民健康保険条例（昭和61年千葉市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「法第72条の5に規定する特定健康診査等」を「高齢者医療確保法第20条の規定による特定健康診査及び高齢者医療確保法第24条の規定による特定保健指導」に改め、「又は保険給付」を削る。

第17条中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める。

第17条の10中「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

第21条第1項第2号中「介護納付金賦課被保険者数」を「介護納付金賦課被保険者」に改める。

第22条中「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

第24条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

第26条第1項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改め、同項第2号中「金額に」の次に「政令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされている金額に」を加え、「に275,000円」を削り、同項第3号中「金額に」の次に「政令第29条の7第5項第3号ハの規定において当該世帯に属する被

保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乗じることとされている金額に」を加え、「に500,000円」を削り、同条第3項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改め、同条第4項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

附則第12項の前の見出し中「平成22年度」を「平成31年度」に改め、同項中「2,000,000円」を「規則で定める額」に、「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「10分の1」を「10分の2」に改める。

附則第13項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第3項第9号」を「第29条の7第3項第8号」に改める。

附則第14項中「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に、「第29条の7第4項第9号」を「第29条の7第4項第8号」に改める。

附則第16項の前に見出しとして「（平成22年度以後の年度に係る保険料に関する減免の特例）」を付する。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項、第17条、第17条の10、第21条第1項第2号及び第22条の改正規定、第24条に1項を加える改正規定、第26条第1項の改正規定（「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める部分に限る。）並びに同条第3項及び第4項の改正規定並びに附則第12項の改正規定（「第29条の7第2項第10号」を「第29条の7第2項第9号」に改める部分に限る。）並びに附則第13項及び第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第26条第1項第2号及び第3号並びに附

則第12項（附則第13項及び第14項において準用する場合を含む。）の規定は、平成31年度以後の年度に係る保険料について適用し、平成30年度以前の年度に係る保険料については、なお従前の例による。

- 3 平成31年度から平成33年度までの各年度の保険料については、この条例による改正前の附則第12項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第26条第1項各号」とあるのは「第26条第1項各号及び千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第 号）による改正後の附則第12項」と、「附則第16項」とあるのは「同条例附則第4項の規定により読み替えて適用される附則第16項」と、「第29条の7第2項第10号」とあるのは「第29条の7第2項第9号」と、「10分の1」とあるのは「平成31年度分にあつては100分の8を、平成32年度分にあつては100分の5を、平成33年度分にあつては100分の3」とする。
- 4 前項の場合においては、千葉県国民健康保険条例（以下「条例」という。）附則第13項中「前項」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第 号）による改正前の附則第12項」と、条例附則第14項中「附則第12項」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第 号）による改正前の附則第12項」と、条例附則第15項中「附則第12項（附則第13項又は前項）」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第 号）による改正前の附則第12項（同条例附則第4項の規定により読み替えて適用される附則第13項又は附則第14項）」と、条例附則第16項中「附則第12項」とあるのは「千葉県国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年千葉県条例第 号）による改正前の附則第12項」と、「附則第13項又は附則第14項」とあるのは「同条例附則第4項の規定により読み替えて適用される附則第13項又は附則第14項」と読み替えて、これらの規定を適用する。



議 案 説 明

保険料の軽減措置等を見直すほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 39 号

千葉市霊園設置管理条例の一部改正について

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市霊園設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市霊園設置管理条例（昭和 39 年千葉市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 号中「4, 930 円」を「5, 020 円」に改める。

別表第 3 中「2, 160 円」を「2, 200 円」に、「21, 600 円」を「22, 000 円」に、「1, 080 円」を「1, 100 円」に、「4, 110 円」を「4, 180 円」に、「32, 400 円」を「33, 000 円」に、「2, 050 円」を「2, 080 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 27 条及び別表第 3 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る管理料及び使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る管理料及び使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者に係る平成 32 年 3 月 31 日までの使用に係る管理料については、前項の規定にかかわらず、この条例による改正前の第 27 条の規定を適用する。

~~~~~

議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料等を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第40号

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年千葉市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

水道法施行令の一部改正に伴い、水道技術管理者の資格要件を改めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第41号

千葉市介護保険条例の一部改正について

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

千葉市介護保険条例の一部を改正する条例

千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、同条第2号中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に、「同条」を「同項」に改め、「居宅要支援被保険者等」の次に「（次号に掲げる居宅要支援被保険者等を除く。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等 100分の70（次条の規定の適用を受ける者にあつては100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合）

第2条の5中「並びに第4項」を「、第4項並びに第5項」に改め、同条に次の1号を加える。

（3）前条第3号に掲げる者 100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市長が定める割合

第2条の6第1項第1号中「80分の100」の次に「、第2条の4第3号に掲げる者（前条の規定の適用を受ける者を除く。）にあつては70分の100」を加え、「割合）」を「割合、同条第3号に掲げる者にあつては100分の100を同号に規定する市長が定める割合で除して得た割合）」に改める。

第3条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、同条第2項中「前項第1号」の次に「から第3号まで」を加え、「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「同号」を「これら」に、「28, 620円」を「規

則で定める額」に改める。

第12条中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の4第1号及び第2号の改正規定、同条に1号を加える改正規定、第2条の5の改正規定、同条に1号を加える改正規定並びに第2条の6第1項第1号、第3条第1項第6号ア及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条の6第1項第1号の規定は、平成30年8月1日から適用する。
- 3 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、平成31年度以後の年度に係る保険料率の算定について適用し、平成30年度以前の年度に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

~~~~~

議 案 説 明

第1号被保険者の保険料率の軽減措置を強化するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第42号

千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定
める条例（平成24年千葉市条例第62号）の一部を次のように改正す
る。

第33条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、医療法
施行規則第9条の8、第9条の9、第9条の12、第9条の13、別
表第1の2及び別表第1の3、臨床検査技師等に関する法律施行規則
（昭和33年厚生省令第24号）第12条並びに臨床検査技師、衛生
検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成18年
厚生労働省令第75号）附則第2条の規定によりなおその効力を有す
ることとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等
に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条の規定
を準用する。この場合において、医療法施行規則第9条の8第1項中
「法第15条の3第1項第2号の病院、診療所又は前条の施設（施設
告示第4号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基
準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第
二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和
56年厚生省告示第17号。次項において「施設告示」という。）に
定める施設（第4号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務
（千葉市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を
定める条例（平成24年千葉市条例第62号。以下「基準条例」とい

う。)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。)の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第2項中「法第15条の3第1項第2号の前条の施設(施設告示第4号に定める施設に限る。)における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、同令第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「基準条例第33条第3項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、同令第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「基準条例第33条第3項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、同令第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「基準条例第33条第3項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第62号)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「千葉県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年千葉県条例第62号)第33条第3項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議 案 説 明

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 4 3 号

千葉県市火災予防条例の一部改正について

千葉県市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日 提出

千葉県市長 熊 谷 俊 人

千葉県条例第 号

千葉県市火災予防条例の一部を改正する条例

千葉県市火災予防条例（昭和 3 7 年千葉県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 4 条の 4 第 2 項ただし書中「に存する」を「のうち、消火器具の有効範囲内の」に改める。

第 4 8 条の見出し中「確認試験及び」を削り、同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

附 則

- 1 この条例中第 4 8 条の見出しの改正規定及び同条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする改正規定並びに次項の規定は平成 3 1 年 4 月 1 日から、第 3 4 条の 4 第 2 項ただし書の改正規定は同年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 千葉県市消防関係手数料条例（平成 1 2 年千葉県条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表 6 の項中「1 1 の項」を「1 0 の項」に改め、同表 1 0 の項を削り、同表 1 1 の項中「条例第 4 8 条第 2 項」を「千葉県市火災予防条例（昭和 3 7 年千葉県条例第 4 号）第 4 8 条」に改め、同項を同表 1 0 の項とし、同表 1 2 の項から 2 2 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 2 3 の項中「3 2 の項」を「3 1 の項」に改め、同項を同表 2 2 の項とし、同表 2 4 の項から 2 6 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 2 7 の項中「2 3 の項」を「2 2 の項」に改め、同項を同表 2 6 の項とし、同表 2 8 の項を同表 2 7 の項とし、同表 2 9 の項中「2 4 の項」を「2 3 の項」に改め、同項を同表 2 8 の項とし、同表 3 0 の項中「2 6 の項」を「2 5 の項」に改め、同項を同表 2 9 の項とし、同表

31の項から36の項までを1項ずつ繰り上げる。

~~~~~

#### 議案説明

消防法施行令等の一部改正に伴い消火器具の設置基準に係る規定を改めるとともに、危険物確認試験を廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。



議案第44号

千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表千葉市立青葉病院の項中「314床」を「307床」に、「60床」を「56床」に改める。

第6条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第4項中「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項及び第4項の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第3項及び第4項の規定は、平成31年10月1日以後の消費税を課されないこととなる診療以外の診療に係る使用料を算定する場合の料率及び診断書等の交付に係る手数料の上限額について適用し、同日前の消費税を課されないこととなる診療以外の診療に係る使用料を算定する場合の料率及び診断書等の交付に係る手数料の上限額については、なお従前の例による。

~~~~~

議案説明

青葉病院の病床数を変更するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料等を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第45号

千葉市区の設置等に関する条例の一部改正について

千葉市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉市区の設置等に関する条例（平成3年千葉市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中央区役所の項中「千葉市中央区中央3丁目10番8号」を「千葉市中央区中央4丁目5番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年5月7日から施行する。

~~~~~

議案説明

中央区役所の位置を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第46号

千葉市文化センター設置管理条例の一部改正について

千葉市文化センター設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市文化センター設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市文化センター設置管理条例（平成元年千葉市条例第6号）の一  
部を次のように改正する。

別表第1中「96,250円」を「98,030円」に、「116,  
200円」を「118,350円」に、「3,060円」を「3,  
110円」に、「42,220円」を「43,000円」に、「19,  
660円」を「20,020円」に、「23,790円」を「24,  
230円」に、「37,540円」を「38,230円」に、「9,  
690円」を「9,860円」に、「11,660円」を「11,  
870円」に、「9,900円」を「10,080円」に、「16,  
200円」を「16,500円」に、「8,840円」を「9,000  
円」に、「11,180円」を「11,380円」に、

「

|                  |  |  |   |
|------------------|--|--|---|
| 第4会議室<br>(1室につき) |  |  | を |
|------------------|--|--|---|

」

「

|                  |  |         |   |
|------------------|--|---------|---|
| 第4会議室<br>(1室につき) |  |         | に |
| 第5会議室            |  | 12,600円 |   |

」

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、別表第

|         |         |  |  |
|---------|---------|--|--|
| 1の改正規定（ | 第4会議室   |  |  |
|         | (1室につき) |  |  |

|   |         |  |         |
|---|---------|--|---------|
| を | 第4会議室   |  | に改める部分  |
|   | (1室につき) |  |         |
|   | 第5会議室   |  | 12,600円 |

を除く。)は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

議案説明

第5会議室を設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い利用料金の上限の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 47 号

千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部改正について

千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日 提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県スポーツ施設設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県スポーツ施設設置管理条例（平成 3 年千葉県条例第 23 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条の表千葉県北谷津温水プールの項中「千葉県若葉区北谷津町
327 番地の 1」を「千葉県若葉区北谷津町 327 番地 1」に改め、同
表千葉県古市場体育館の項中「千葉県緑区古市場町 474 番地の 277」
を「千葉県緑区古市場町 474 番地 277」に改める。

別表第 2 第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 専用使用

ア 屋内運動場・トレーニング室

区分		午前 9 時か ら午後 1 時 まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 5 時か ら午後 9 時 まで	時間外（1 時間につ き）
屋内 運動 場	全館	4,590円	4,590円	9,210円	2,290円
	半館	2,290円	2,290円	4,590円	1,140円
トレーニン グ室		2,290円	2,290円	4,590円	1,140円

イ スタジオ

区分	金額
午前 9 時から 午後 5 時まで	2 時間につき 1,290円
午後 5 時から	2 時間につき 2,590円

午後 9 時まで	
時間外	1 時間につき 6 4 0 円

備考 「時間外」とは、第 9 条第 3 項の規定により使用時間以外の時間に供用する場合における当該使用時間以外の時間をいう。以下同じ。

別表第 2 第 3 項の表中「6 2 0 円」を「6 3 0 円」に改める。

別表第 2 第 4 項の表中「1, 4 2 0 円」を「1, 4 4 0 円」に、「2, 8 4 0 円」を「2, 8 9 0 円」に、「6 8 0 円」を「6 9 0 円」に、「1, 3 6 0 円」を「1, 3 8 0 円」に、「9 2 0 円」を「9 3 0 円」に改める。

別表第 2 第 5 項の表中「5, 0 9 0 円」を「5, 1 8 0 円」に、「2, 5 4 5 円」を「2, 5 9 0 円」に、「2, 5 4 0 円」を「2, 5 8 0 円」に、「1, 2 7 0 円」を「1, 2 9 0 円」に、「1, 6 9 0 円」を「1, 7 2 0 円」に、「8 4 5 円」を「8 6 0 円」に改める。

別表第 2 第 6 項の表中「2, 3 1 0 円」を「2, 3 5 0 円」に、「1, 1 5 5 円」及び「1, 1 5 0 円」を「1, 1 7 0 円」に、「5 7 5 円」を「5 8 0 円」に、「7 7 0 円」を「7 8 0 円」に、「3 8 5 円」を「3 9 0 円」に改める。

別表第 2 第 7 項の表中「1, 4 2 0 円」を「1, 4 4 0 円」に、「7 1 0 円」を「7 2 0 円」に、「6 8 0 円」を「6 9 0 円」に改める。

別表第 2 第 8 項の表中「3, 0 8 0 円」を「3, 1 3 0 円」に、「1, 5 4 0 円」を「1, 5 6 0 円」に改める。

別表第 2 第 9 項第 2 号の表中「1, 2 0 0 円」を「1, 2 2 0 円」に、「1, 4 2 0 円」を「1, 4 4 0 円」に、「2, 9 0 0 円」を「2, 9 5 0 円」に、「2, 4 0 0 円」を「2, 4 4 0 円」に、「4, 3 6 0 円」を「4, 4 4 0 円」に、「1, 0 8 0 円」を「1, 1 0 0 円」に改める。

別表第 2 第 1 1 項の表中「6, 7 3 0 円」を「6, 8 5 0 円」に、「8, 9 7 0 円」を「9, 1 3 0 円」に、「1 1, 7 8 0 円」を「1 1, 9 9 0 円」に、「2 7, 5 0 0 円」を「2 8, 0 0 0 円」に、「3,

360円」を「3,420円」に、「4,840円」を「4,920円」に、「6,440円」を「6,550円」に、「8,460円」を「8,610円」に、「19,750円」を「20,110円」に、「2,400円」を「2,440円」に、「2,170円」を「2,210円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「3,800円」を「3,870円」に、「8,880円」を「9,040円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,420円」を「1,440円」に、「1,920円」を「1,950円」に、「2,570円」を「2,610円」に、「5,930円」を「6,030円」に、「720円」を「730円」に改め、同表備考中「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表第2第12項の表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

高洲スポーツセンターの体育館にスタジオを設置するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い利用料金の上限の額を改定するほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものがあります。

## 議案第48号

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例の制定について

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

### 千葉県条例第 号

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

(1) 本市が推進するナイトタイムエコノミー（夜間における経済活動及び文化活動をいう。以下この条及び次条第2項第2号において同じ。）に係る施策に関する事項

(2) ナイトタイムエコノミーの推進に資する事業に係る審査及び評価に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、ナイトタイムエコノミーに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) ナイトタイムエコノミーに関する知見を有する者

(3) 関係団体又は事業者を代表する者

(4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

議案説明

ナイトタイムエコノミー推進審議会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第49号

千葉県地方卸売市場業務条例の一部改正について

千葉県地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

千葉県地方卸売市場業務条例（平成25年千葉県条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第5中「1,188円」を「1,210円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「864円」を「880円」に、「950円」を「960円」に、「1,728円」を「1,760円」に、「3,456,000円」を「3,520,000円」に、「3,132,000円」を「3,190,000円」に、「972,000円」を「990,000円」に、「74,088円」を「75,460円」に、「37,800円」を「38,500円」に、「560,204円」を「570,570円」に、「393,568円」を「400,850円」に、「1,404円」を「1,430円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。



議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第50号

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和55年千葉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号中「いずれかに」を「一に」に、「7月」を「10月」に改め、同項第5号中「いずれかに」を「一に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号の改正規定（「いずれかに」を「一に」に改める部分に限る。）及び同項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日に母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例第3条第1項に規定する対象者であった者（この条例の施行の日以後に同項に規定する対象者でなくなった者を除く。）に対するこの条例による改正後の第3条第2項第4号及び第5号の規定の適用については、平成31年8月1日から同年10月31日までの治療に係る医療費の助成に限り、同項第4号中「前年（1月から10月までの間に受けた治療に係る助成にあっては、前々年。以下同じ。）」とあるのは「前年及び前々年」と、同項第5号中「前年」とあるのは「前年及び前々年」とする。



議 案 説 明

児童扶養手当法の一部改正を踏まえ、所得制限の適用期間を改めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものがあります。

議案第 5 1 号

千葉市公民館設置管理条例の一部改正について

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 1 5 日 提出

千葉市長 熊 谷 俊 人

千葉市条例第 号

千葉市公民館設置管理条例の一部を改正する条例

千葉市公民館設置管理条例（昭和 4 4 年千葉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 7 条第 2 号を次のように改める。

（2）法第 2 3 条に規定する禁じられた行為に該当すると認めるとき。

第 7 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条第 5 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とする。

第 8 条第 4 号中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

第 9 条中「第 7 条第 4 号」を「第 7 条第 3 号」に改める。

別表第 2 中「7 5 0 円」を「7 6 0 円」に、「1, 0 8 0 円」を「1, 1 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 2 の規定は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。



議 案 説 明

公民館の使用の制限を緩和するとともに、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第52号

千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例の制定について
千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県バリアフリー基本構想推進協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第26条第1項に規定する協議会として、千葉県バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法第25条第1項に規定する基本構想の策定及び実施に関する事項のほか、法第2条第2号に規定する移動等円滑化等に関し市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) 市職員
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第6条第4項、第7条及び前条の規定は、部会について準用する。

6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

### 議 案 説 明

バリアフリー基本構想推進協議会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第 53 号

千葉県地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について  
千葉県地域公共交通活性化協議会設置条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉県地域公共交通活性化協議会設置条例  
(設置)

第 1 条 本市は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する協議会として、千葉県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客自動車運送の態様、運賃等に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法第 2 条第 1 号に規定する地域公共交通に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員)

第 4 条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共交通事業者等を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 公募による市民

(6) 市職員

(7) その他市長が適当と認める者

2 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 第6条第4項、第7条及び前条の規定は、部会について準用する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~

議 案 説 明

地域公共交通活性化協議会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

議案第54号

千葉県建築関係手数料条例の一部改正について

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

千葉県建築関係手数料条例（平成12年千葉県条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表1の項、2の項、4の項から6の項まで、9の項及び9の2の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

別表15の項手数料の額の欄を次のように改める。

180,000円。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合
120,000円
- (2) 建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合
140,000円

別表18の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改める。

別表39の2の項及び39の3の項中「行う」を「増築等を含む工事を行う場合の」に改め、「既存建築物」の次に「の増築等」を加える。

別表39の3の2の項を同表39の3の6の項とし、同表39の3の項の次に次のように加える。

39の3の2 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の1の建築物について2以	既存建築物の用途の変更に係る2以上の工事の全体計画の認定申請手数料	120,000円
--	-----------------------------------	----------

<p>上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査</p>		
<p>39の3の3 建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の工事の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査</p>	<p>既存建築物の用途の変更に係る2以上の工事の全体計画の変更認定申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>39の3の4 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料</p>	<p>120,000円</p>
<p>39の3の5 建築基準法第87条の3</p>	<p>建築物の用途を変更して一時的に特</p>	<p>160,000円</p>

<p>第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に使用する場合は、許可の申請に対する審査</p>	<p>別興行場等として使用する場合は、許可申請手数料</p>	
---	--------------------------------	--

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。



議 案 説 明

建築基準法の一部改正に伴い、用途地域における建築等許可申請手数料等を定めるほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 55 号

千葉市下水道条例の一部改正について

千葉市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市下水道条例の一部を改正する条例

千葉市下水道条例（昭和 38 年千葉市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千葉市下水道条例（次項において「改正後の条例」という。）第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日の前日までの使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用している者に係る使用料であって、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に使用料の額が確定するもの（施行日以後初めて使用料の額が確定する日が同月 31 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る改正後の条例第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「100 分の 110」とあ

るのは「100分の108」とする。

- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

~~~~~

#### 議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第56号

千葉県農業集落排水処理施設条例の一部改正について

千葉県農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり  
制定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第 号

千葉県農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

千葉県農業集落排水処理施設条例（平成4年千葉県条例第27号）の  
一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改  
める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条第2項の規定は、この条例の施行  
の日以後の使用に係る農業集落排水処理施設の使用料について適用し、  
同日前の使用に係る農業集落排水処理施設の使用料については、なお  
従前の例による。

~~~~~

議案説明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料を改定するため、
条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第 57 号

千葉市水道給水条例の一部改正について

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第 号

千葉市水道給水条例の一部を改正する条例

千葉市水道給水条例（昭和 50 年千葉市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条及び第 37 条第 3 項中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千葉市水道給水条例（次項及び第 5 項において「改正後の条例」という。）第 29 条の規定は、この条例の施行の日（以下この項、次項及び附則第 5 項において「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に水道料金の額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月 31 日後であるものにあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて確定する水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分）に係る改正後の条例第 29 条の規定の適用については、同条中「100 分の 110」とあるのは「100 分

の108」とする。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

5 改正後の条例第37条第3項の規定は、施行日以後の申込みに係る給水申込納付金について適用し、施行日前の申込みに係る給水申込納付金については、なお従前の例による。

~~~~~

#### 議 案 説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、料金等を改定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

## 議案第 58 号

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する  
条例の一部改正について

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例  
の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年 2 月 15 日提出

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉市条例第 号

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する  
条例の一部を改正する条例

千葉市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例  
(平成 24 年千葉市条例第 96 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期  
課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の  
前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第 8 号中「又は水  
道環境」を削る。

第 4 条第 2 号中「大学の」を「大学において」に改め、同条第 3 号中  
「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」  
を加え、「の土木工学」を「において土木工学」に改め、「卒業した後」  
の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」  
を加え、同条第 4 号中「の土木工学」を「において土木工学」に改め、  
同条第 6 号中「大学の」を「大学において」に改め、同条第 7 号中「短  
期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加  
え、「の工学」を「において工学」に改め、「卒業した後」の次に  
「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加  
え、同条第 8 号中「の工学」を「において工学」に改め、同条第 9 号中  
「前号」を「前 3 号」に改め、「卒業生」の次に「(学校教育法による  
専門職大学の前期課程の修了者を含む。)」を加える。

## 附 則

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第  
2 号の改正規定、同条第 3 号の改正規定(「の土木工学」を「におい

て土木工学」に改める部分に限る。）、同条第4号及び第6号の改正規定、同条第7号の改正規定（「の工学」を「において工学」に改める部分に限る。）、同条第8号の改正規定並びに同条第9号の改正規定（「前号」を「前3号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第8号の規定の適用については、同項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

~~~~~

議 案 説 明

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるほか、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第59号

財産の処分について

市は、次のとおり財産を減額して売却するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

1 売却財産（旧千葉市文化交流プラザ）

(1) 土地

区名	町名	地番	地目	地積
中央区	富士見1丁目	3番1	宅地	2,793.34 平方メートル

(2) 建物等

所在地	構造等	面積
千葉市中央区富士見1丁目 3番2号	鉄骨・鉄筋コンクリート造 陸屋根地下2階付10階建 附属設備を含む	20,870.18 平方メートル

2 売却価格 850,000,000円

3 売却先

東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号

大和ホームズオンライン株式会社

代表取締役 富樫 紀夫

4 売却条件

旧千葉市文化交流プラザ3階から5階までに所在する音楽ホール及び
びりハーサル室について、利用期間は、供用開始から10年間以上と
するとともに、供用開始時期は、所有権移転から2年以内とする。



議 案 説 明

旧千葉市文化交流プラザの土地及び建物等を減額譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第60号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市新庁舎整備工事
- 2 施工場所 千葉市中央区千葉港1番1号
- 3 工事概要 (1) 建築工事一式
(2) 電気設備工事一式
(3) 空調設備工事一式
(4) 給排水設備工事一式
(5) 昇降機設備工事一式
(6) 外構工事一式
(7) 解体工事一式
(8) 実施設計業務一式
(9) 工事監理業務一式
- 4 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 24,942,600,000円
- 6 工期 契約締結日の翌日から平成37年1月31日まで
- 7 請負者 千葉市中央区新町1000番地
大成・鵜沢建設共同企業体
代表者 千葉市中央区新町1000番地
大成建設株式会社 千葉支店
支店長 白川 賢志
千葉市若葉区千城台西1丁目38番1号
鵜沢建設株式会社
代表取締役 鵜沢 朋生



議 案 説 明

千葉市新庁舎整備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第61号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 工事名称 | 千葉市美術館拡張整備工事 |
| 2 | 施工場所 | 千葉市中央区中央3丁目10番8号 |
| 3 | 工事概要 | 内部改修工事一式 |
| 4 | 契約方法 | 制限付一般競争入札（総合評価落札方式） |
| 5 | 契約金額 | 388,800,000円 |
| 6 | 工期 | 契約締結日の翌日から平成32年3月18日まで |
| 7 | 請負者 | 千葉市中央区市場町3番1号
池田工建株式会社
代表取締役 池田 喜美夫 |

~~~~~

## 議案説明

千葉市美術館拡張整備工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第62号

工事請負契約について

市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 工事名称 千葉市新清掃工場建設工事
- 2 施工場所 千葉市若葉区北谷津町347番地
- 3 工事概要 (1) プラント設備工事一式  
(2) 解体工事一式  
(3) 杭工事一式  
(4) 建築工事一式  
(5) 外構工事一式  
(6) 植栽工事一式
- 4 契約方法 一般競争入札（総合評価落札方式）
- 5 契約金額 41,982,840,000円
- 6 工期 契約締結日から平成38年3月31日まで
- 7 請負者 東京都品川区大崎1丁目5番1号 大崎センタービル  
新日鉄住金エンジニアリング・三井住友建設特定建設  
工事共同企業体  
代表者 東京都品川区大崎1丁目5番1号  
大崎センタービル  
新日鉄住金エンジニアリング株式会社  
代表取締役 藤原 真一  
千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1  
WBGマリブウエスト30F  
三井住友建設株式会社 東関東支店  
支店長 森 徳章



## 議 案 説 明

千葉市新清掃工場建設工事を行うための工事請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

議案第63号

指定管理者の指定について

市は、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

| 施設の名称                | 指定管理者                                                          | 指定期間                        |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 千葉市蘇我スポーツ公園<br>円形野球場 | MMT共同事業体<br>千葉市美浜区高浜4丁目12番2号<br>株式会社千葉マリンスタジアム<br>代表取締役社長 岩成一弘 | 平成31年8月1日から<br>平成32年3月31日まで |
|                      | 東京都中央区入船3丁目6番3号<br>日本メックス株式会社<br>代表取締役社長 今泉正義                  |                             |
|                      | 東京都中央区日本橋人形町2丁目<br>33番8号<br>東洋グリーン株式会社<br>代表取締役社長 山田孝雄         |                             |

~~~~~

議案説明

千葉市蘇我スポーツ公園円形野球場の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めらるるものであります。

議案第64号

包括外部監査契約について

市は、次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成31年4月1日
- 3 契約の金額 18,000,000円を上限とする額
- 4 契約の相手方 住所 千葉市稲毛区園生町391番地99
氏名 大川 健哉
資格 公認会計士

~~~~~

議案説明

包括外部監査契約について、地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき、議決を求めるものであります。



## 議案第65号

### 市道路線の認定及び廃止について

市は、次のとおり市道路線を認定及び廃止するものとする。

平成31年2月15日提出

千葉市長 熊谷俊人

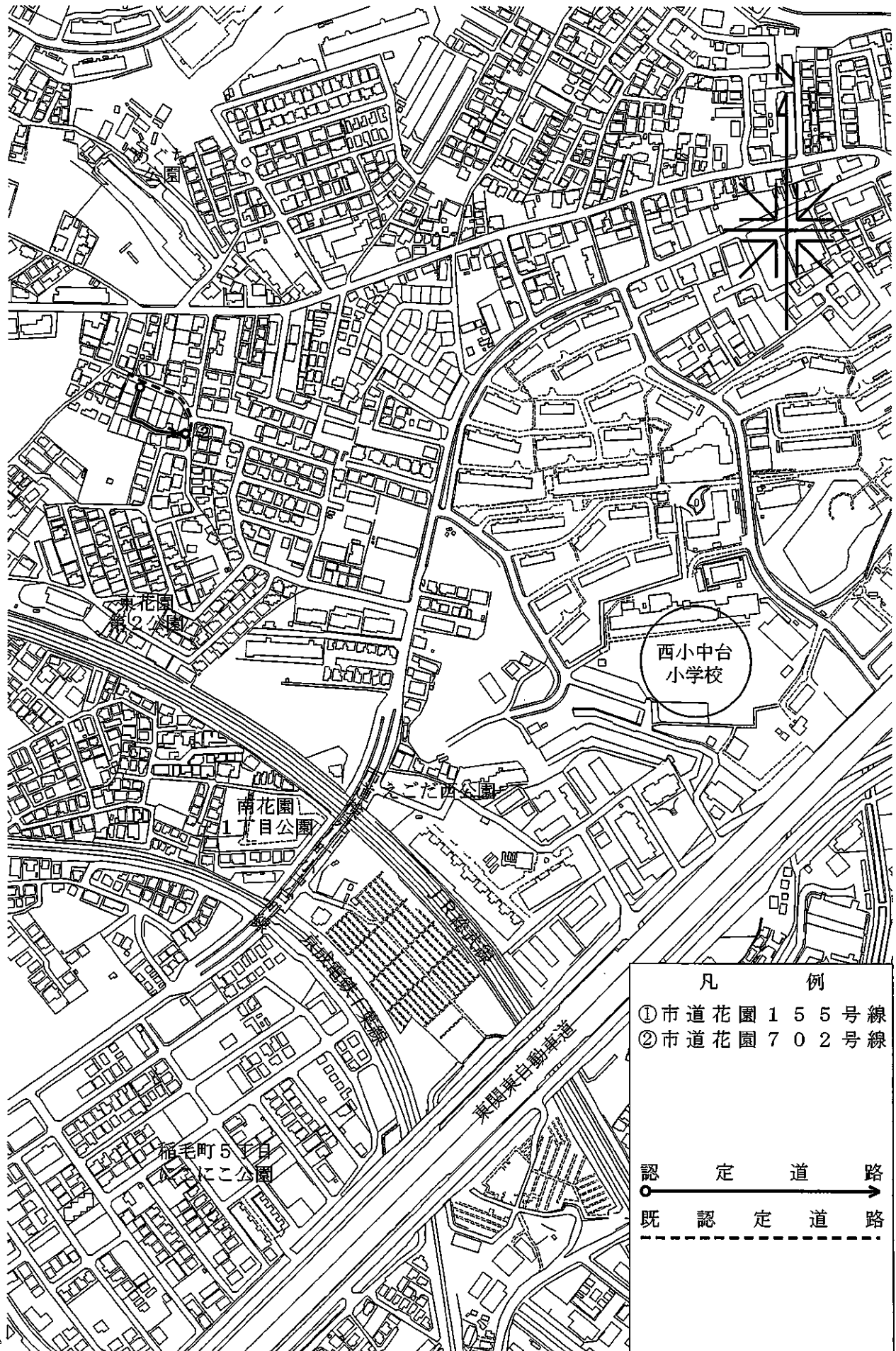
### 市道路線認定調書

| 整理番号 | 路線名       | 起 点      | 終 点      | 市道路線認定図番号 |
|------|-----------|----------|----------|-----------|
| ①    | 花園155号線   | 花園町地内    | 花園町地内    | 1         |
| ②    | 花園702号線   | 花園町地内    | 花園町地内    |           |
| ③    | 宮野木町338号線 | 宮野木町地内   | 宮野木町地内   | 2         |
| ④    | 源町136号線   | 源町地内     | 源町地内     | 3         |
| ⑤    | 源町137号線   | 源町地内     | 源町地内     |           |
| ⑥    | 殿台町54号線   | 殿台町地内    | 殿台町地内    |           |
| ⑦    | 幕張509号線   | 幕張町2丁目地内 | 幕張町2丁目地内 | 4         |
| ⑧    | 生実町330号線  | 生実町地内    | 生実町地内    | 5         |
| ⑨    | 誉田町253号線  | 誉田町1丁目地内 | 誉田町1丁目地内 | 6         |

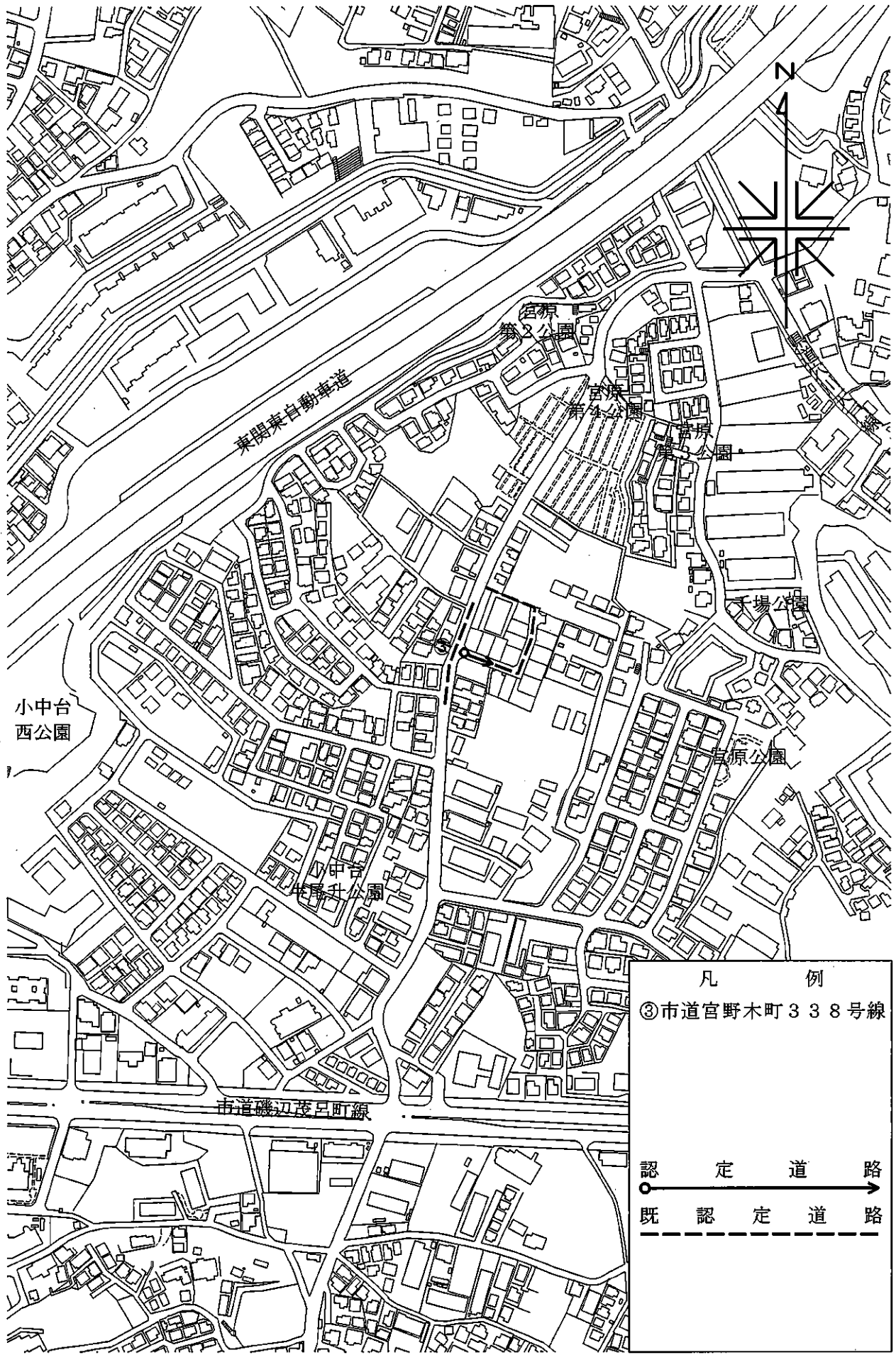
### 市道路線廃止調書

| 整理番号 | 路線名       | 起 点    | 終 点    | 摘要   | 市道路線廃止図番号 |
|------|-----------|--------|--------|------|-----------|
| ①    | 仁戸名町107号線 | 仁戸名町地内 | 仁戸名町地内 | 全部廃止 | 1         |

# 整理番号①② 市道路線認定図1



# 整理番号③ 市道路線認定図2

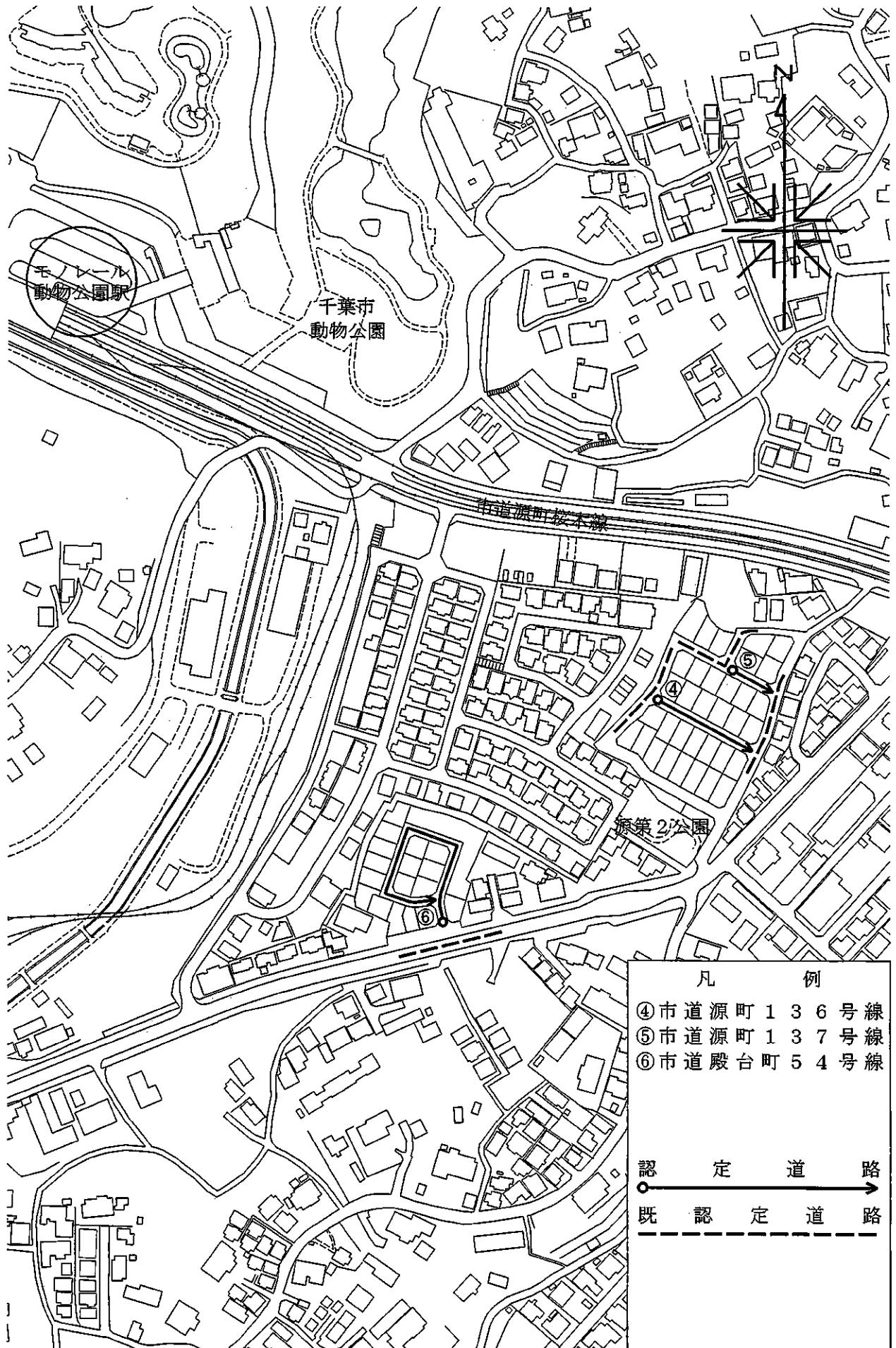


凡 例  
 ③市道官野木町338号線

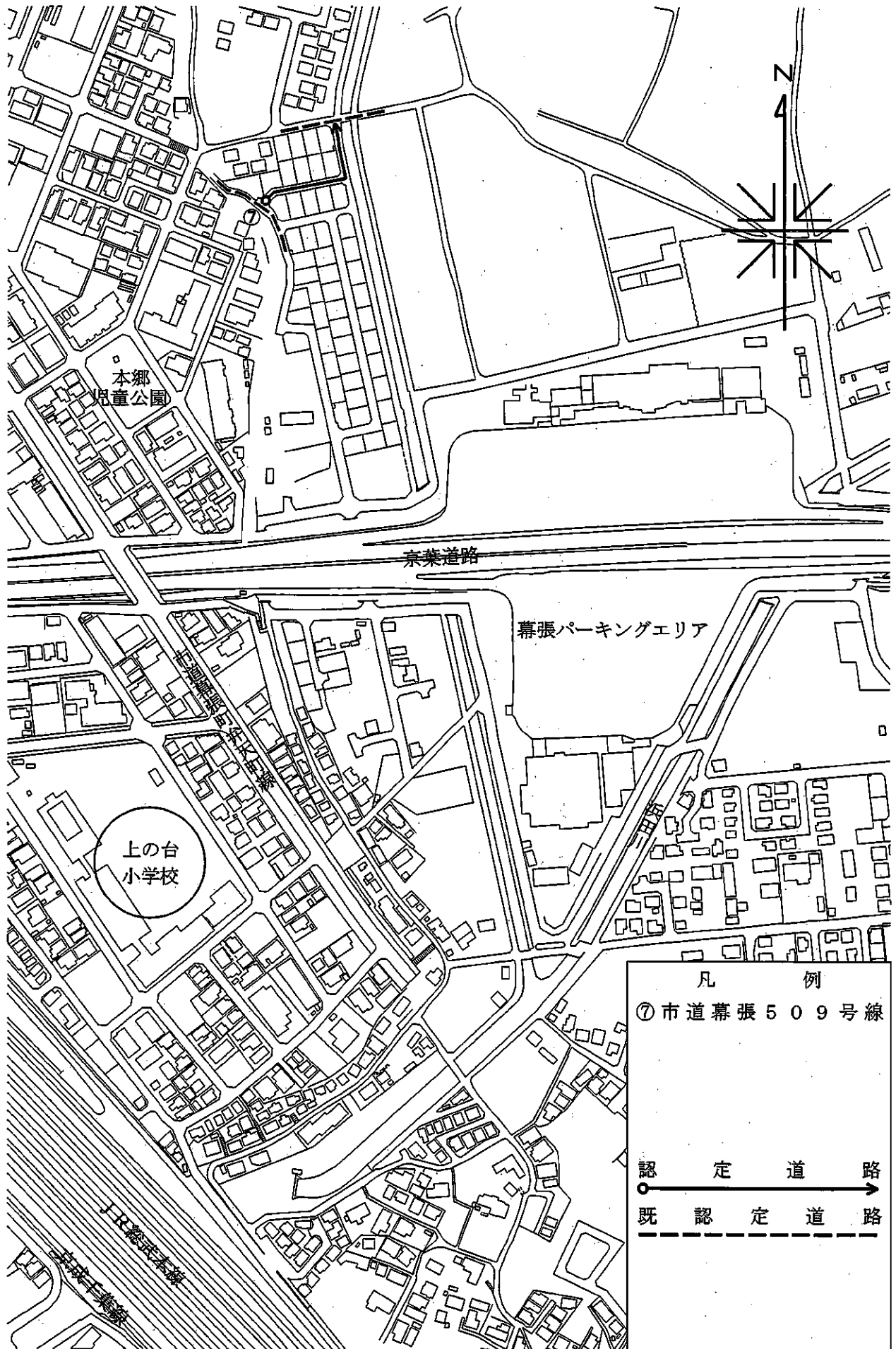
認 定 道 路  
 ○ —————→

既 認 定 道 路  
 - - - - -

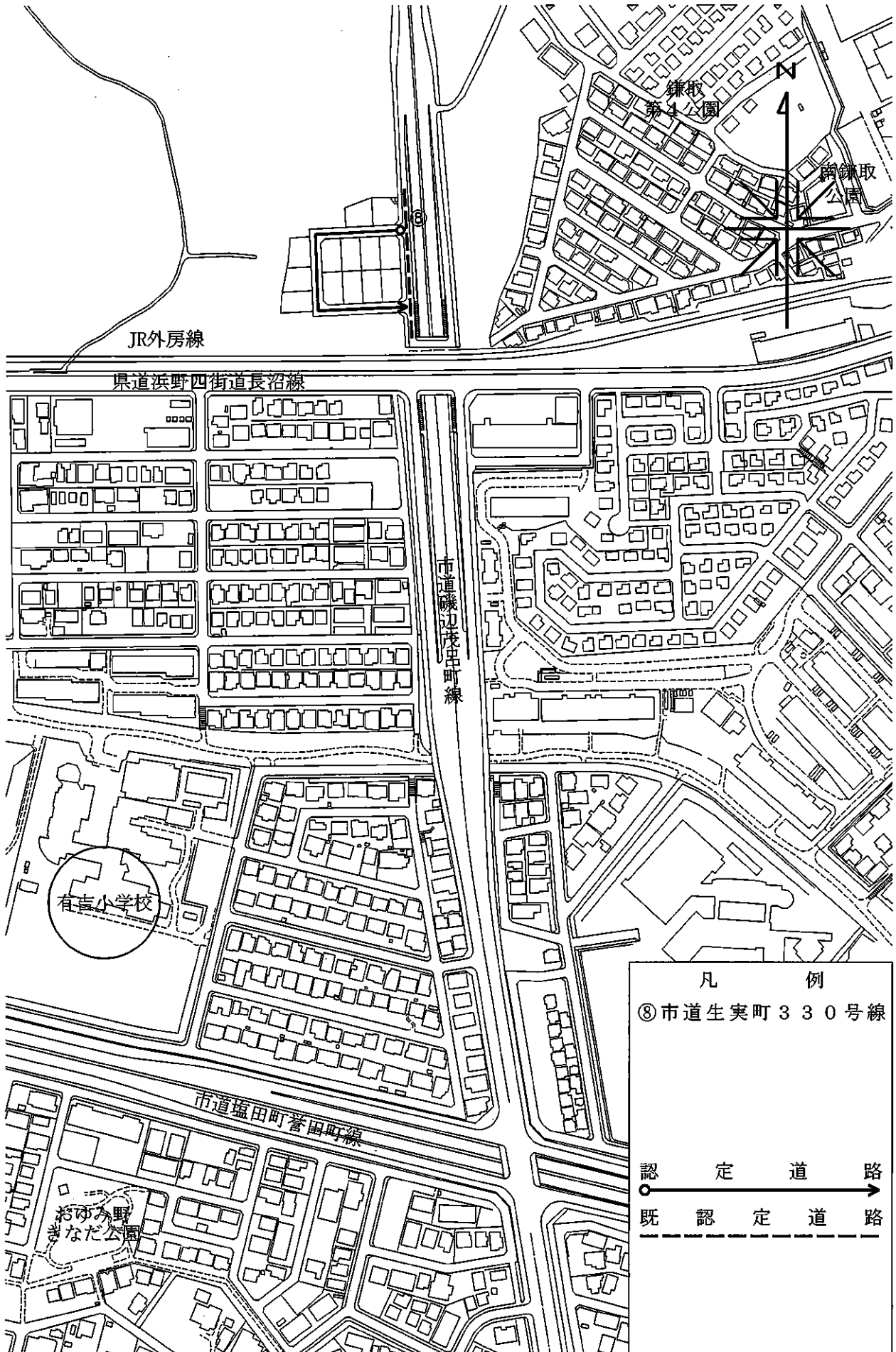
# 整理番号④～⑥ 市道路線認定図3



# 整理番号⑦ 市道路線認定図4



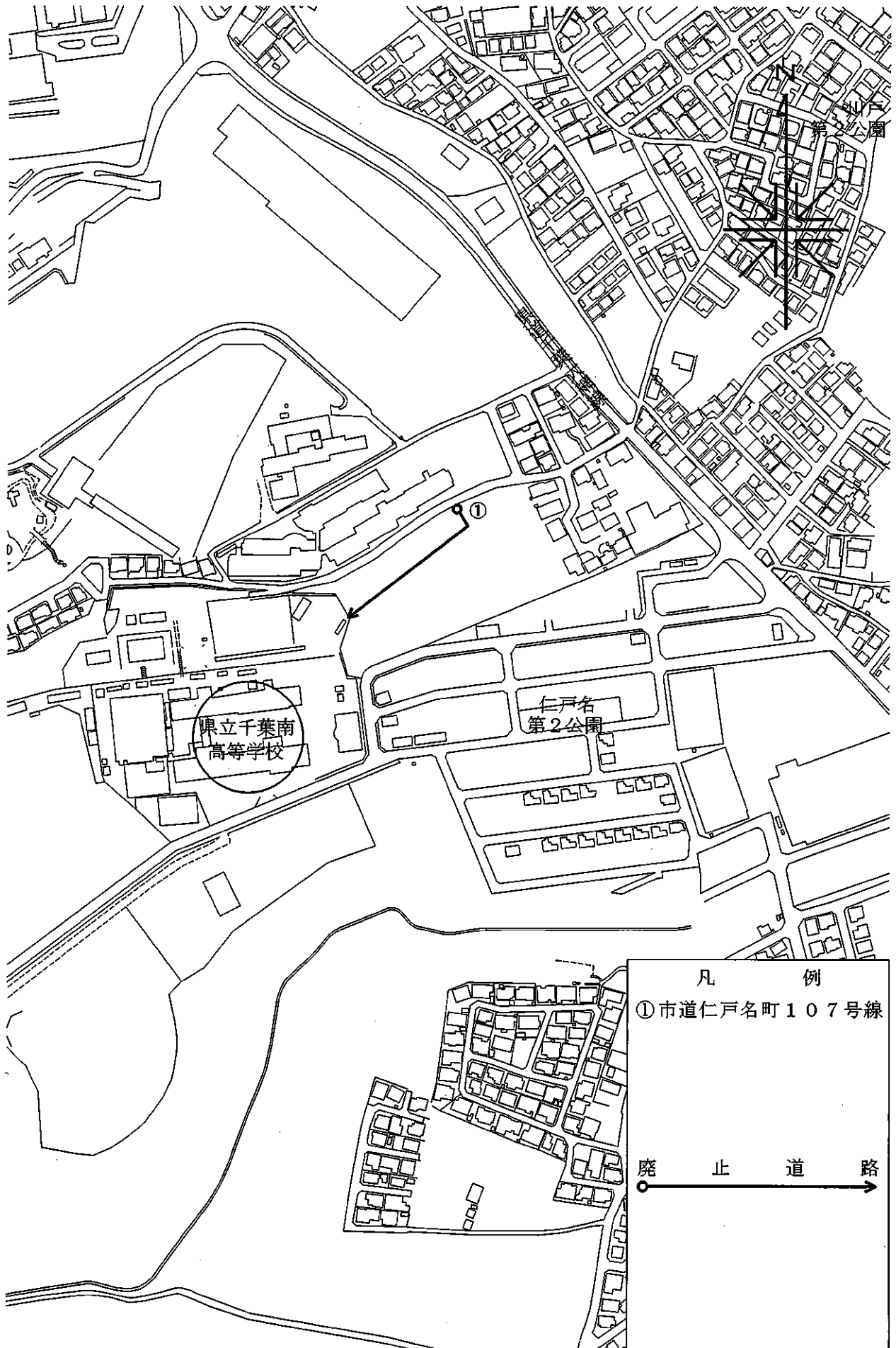
# 整理番号⑧ 市道路線認定図5



# 整理番号⑨ 市道路線認定図6



# 整理番号① 市道路線廃止図1





~~~~~

議 案 説 明

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。